

# 「総務省テレワーク・デイズ」の実施等について

資料1

- 本年は7月22日(月)から9月6日(金)までの間、「総務省テレワーク・デイズ」を設定。特に、7月22日(月)から8月2日(金)までを「集中取組期間」とし、同期間中のテレワークの実施を推奨。
- 併せて同期間中、TDMの試行(※)の一環として、テレワーク等の活用による朝の通勤混雑時間帯の出勤(登庁)回避を実施。

(※)「TDM(Transportation Demand Management)の試行」・東京オリンピック・パラリンピック競技大会の交通対策に向けた2019年夏の試行

## 【集中取組期間における目標】

- ・本省常勤職員の1割以上がテレワークを実施。また、管理職員は、テレワーク・デイズ終了までに最低1回はテレワークを実施。
- ・また、TDMの試行として、本省常勤職員の3割(7月24日は5割)、圏央道内の地方支分部局等常勤職員の1割がテレワーク等の活用により、7時45分から9時45分までの間の出勤(登庁)を回避。

(実施人数)

(実施人日)

